

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立石川高等学校
〒963-7845 福島県石川郡石川町字高田 200-1
電話 (0247) 26-1656

1 対象学科及び募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員
全 日 制	普 通 科	40名 内、特色選抜は募集定員の25%程度

2 出願資格

本校の前期選抜に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

- ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 志願してほしい生徒

(1) 特色選抜

本校では、急速に進む社会の変化に主体的に対応できるように、知識・技能の習得、及び、様々な課題に対して意欲的に取り組むとともに、解決できる能力の育成を目指した教育活動を実践しています。よって特色選抜では次の①～③を満たす生徒を求めます。

- ① 本校が取り組んでいる「いしかわ WORK&LIFE 教育」に興味・関心があり、本校のキャリアチャレンジ（学校設定科目）や地域課題探究活動（総合的な探究の時間）などを通じて、地域への貢献につながるキャリアを形成して自己を成長させようとする者
- ② 本校での生活に必要な基本的生活習慣、協調性、コミュニケーション能力を持ち、かつ、更なる学力の向上に意欲を持つ者
- ③ 高校卒業後の進路目標を明確に持ち、その実現に向けて高校生活の中で努力できる者

(2) 一般選抜

本校で意欲と向上心を持って学びたい者

5 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡すること。

6 出願方法及び提出書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、次の書類を本校校長に提出する。
 - ① 入学願書（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通1号）
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校ホームページ<https://ishikawa-h.fcs.ed.jp/>）からダウンロードしてA4・上質紙に両面印刷し、本人が記入したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
 - ⑥ 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
- (2) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通4号の1）を添付する。
- (3) 郵送での出願及び上記(1)以外の者は、直接、本校校長へ問い合わせる。

7 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

8 自己申告書の提出

- (1) 中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。
提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- (2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長宛親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (3) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (4) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

9 県外等からの出願

県外等から出願をする場合は、事前に中学校長を通して本校校長に問い合わせる。

10 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、本校校長は、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておくこと。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

11 出願先変更

出願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は本校校長に返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、選抜を行う。選抜に当たっては、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 特色選抜志願理由書

本校への志望動機、「いしかわWORK&LIFE教育」に興味・関心を持つ理由、本校での具体的な取組等についての考えを記入する。また、中学校で取り組んできたことについて、具体的に記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については55点満点とし、合計190点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。特色選抜志願理由書に基づいて実施し、多面的・多角的に評価する。その評価については点数化し、60点満点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、選抜する。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については55点満点とし、合計を250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

集団面接を実施し、多面的・多角的に評価する。その評価については段階評価とする。

14 学力検査

- (1) 日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分
(2) 会 場 福島県立石川高等学校
(3) 日 程

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
点呼 受験上 の注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

- (4) 携行品 受験票は必ず持参すること。
上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規
(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
を持参すること。
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電
子機器類は入試会場に持ち込まないこと。

15 一般面接

- (1) 日 時 令和6年3月6日(水) 午前9時以降
(2) 集 合 本校に午前8時30分までに集合すること。
(3) 一般面接 午前9時より、集団面接を実施

16 特色選抜(特色面接)

- (1) 日 時 令和6年3月6日(水) 午後1時以降
(2) 集 合 本校に午後1時20分までに集合すること。
(3) 特色面接 午後1時40分より、個人面接を実施

※ 特色選抜及び一般選抜の併願者に対して、特色面接及び一般面接の両方を実施する。
また、併願者は会場にて昼食をとるようになるため、必ず昼食を持参すること。

17 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木) 正午以降に、本校において発表する。
(2) 合格者は、合格者発表後、午後2時までに受験票と引き替えに合格通知書の交付を受け
る。また、合格者発表に関する電話による問い合わせには応じない。
(3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められた時は、合格を取り消すこと
がある。
(4) 合格者発表当日、制服の採寸を行う。
(5) 合格者に対するオリエンテーションは、令和6年3月26日(火) 午前9時20分より
本校において実施する予定である。合格者は保護者同伴で出席すること。

18 追検査等の実施

- (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席し
た者。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定
められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は
一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断
等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会
が協議し判断する。

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せ
て判定する。

(2) 学力検査及び一般面接

- ① 日 時 令和6年3月11日(月) 午前9時から
② 会 場 福島県立石川高等学校
③ 日 程

8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
点呼 受験上 の注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(30分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

学力検査終了後に一般面接を実施する。

(3) 特色選抜(特色面接)

- ① 日 時 令和6年3月12日(火) 午前9時から
② 会 場 福島県立石川高等学校

(4) 追検査等受験の手続き

在学(出身)中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通14号)を令和6年3月7日(木)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通15号)を交付する。

(5) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(6) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

19 その他

(1) 前期選抜で不合格になった者についての取扱い

前期選抜で不合格になった者が、後期選抜に出願するときは、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接本校校長に提出する。

(3) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通16号)を令和6年3月7日(木)午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書(福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通17号)を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「18 追検査等の実施」の「(4) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。

原則として年内に、志願者は、在学（出身）中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通 1 1 号）を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における様式共通 1 2 号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校校長を通して志願者に通知する。

中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (5) その他、不明な事柄が生じた場合は、中学校長を通して本校校長へ問い合わせる。